

手数料に関する情報および返戻金制度について

■有料職業紹介手数料

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
① 求人受理時の事務手数料	当該求職者の就職後1年間に支払われる予定賃金および各種手当(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の10% 手数料負担者は求人者とします。
② - 1 求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス【職業紹介サービス】 当該求職者と求人者の初回面談時 (2回目面談以降、および2人目以降の求職者の手数料徴収なし)	当該求職者の就職後1年間に支払われる予定賃金および各種手当(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の10% 手数料負担者は求人者とします。
② - 2 求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス【職業紹介サービス】 当該求職者と求人者における雇用契約締結時	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金および各種手当(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の35%から上記①および②-1を控除した金額 (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金および各種手当(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の35%から上記①および②-1を控除した金額 手数料負担者は求人者とします。

上記手数料には、消費税が含まれておりません。別途加算となります。また、手数料は求人者との契約書により別の定めをする場合があります。

■返戻金制度について

当社の紹介により就職した求職者が、入社後6ヶ月以内に本人の都合による退社、又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- 入社日以後3ヶ月以内の場合は、紹介手数料の50%を返還するものとします。
- 入社日以後3ヶ月超5ヶ月以内の場合は、紹介手数料の30%を返還するものとします。
- 入社日以後5ヶ月超6ヶ月以内の場合は、紹介手数料の10%を返還するものとします。

返戻金制度は求人者との契約書により別の定めをする場合があります。

許可番号

11-ユ-301048

事業所の名称及び所在地

埼玉県さいたま市大宮区天沼町二丁目 839 番地 2

フランク・シュルツ・ヒューマンキャピタルコンサルティング株式会社